

# 求人・求職ポータルサイト利用事業者募集要項

令和6年6月  
上越市産業政策課

本要項は、上越市が妙高市と共同で設置する求人・求職ポータルサイト（以下、「サイト」という。）に関し、上越市内に事業所を有する事業者（以下、「事業者」という。）のサイト利用にあたり、必要となる事項を定めるもの。

## 1 目的

本サイトは、上越地域における労働力の確保と定着を図るため、官民が連携した取組として構築・運用を行うものである。

## 2 利用要件

サイトを利用できる事業者は、上越雇用促進協議会（※）の会員とする。ただし、以下のいずれかに該当する事業者は除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っているもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認める営業を行っているもの
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ④ 日本標準産業分類「大分類－サービス業（他に分類されないもの）」>「中分類－職業紹介・労働者派遣業」に該当する事業を営むもの

※ 上越産業界の必要とする労働力とその定着を図り、地域経済の発展に寄与することを目的として、昭和61年に発足。上越公共職業安定所管内にて事業を行う事業所・団体で構成され、会員数は162事業所（令和6年4月1日現在）。

### 3 利用料金

- (1) サイトの利用料金は、毎年度 4 月 1 日における事業者の従業員数に応じ、下表に定めるとおりとする。(サイト利用料金とは別に、上越雇用促進協議会の会費が必要)

従業員数	サイト利用料金 (年間)	上越雇用促進協議会 会費 (年間)
1 名 ~ 10 名	1,000 円 (税込)	2,000 円
11 名 ~ 30 名	1,500 円 (税込)	3,000 円
31 名 ~ 50 名	2,000 円 (税込)	4,000 円
51 名 ~ 100 名	2,500 円 (税込)	5,000 円
101 名以上	4,000 円 (税込)	8,000 円

- (2) 年度の途中から利用する場合であっても、(1)に定める年間の利用料金及び会費が発生するものとする。
- (3) 従業員数に変更があった場合は、毎年度 4 月末日までに上越雇用促進協議会へ申し出ること。

### 4 利用募集期間

令和 6 年 6 月 3 日から随時

なお、サイト運用開始日 (令和 6 年 10 月 1 日予定) からの利用を希望する場合は、令和 6 年 7 月末日までに申し込むこと。

### 5 申込方法

別紙「求人・求職ポータルサイトご利用の流れ」参照

### 6 利用中止方法

求人・求職ポータルサイト利用中止届 (様式第 2 号) に必要事項を記入のうえ、上越雇用促進協議会へ提出すること。

なお、年度の途中で利用を中止した場合、当年度分として納入済みの利用料金は返還しない。

### 7 その他注意事項

以下の行為があった場合は、当サイトの利用を停止する。その場合、当年度分として納入済みの利用料金は返還しない。

- ・求職者等に不利益となるサイト利用や雇用・労働実態が明らかとなった場合 (虚偽の募集情報の掲載、給与・手当等の不払い・未払い、募集情報と異なる労務の強制 など)
- ・上越雇用促進協議会会費またはサイト利用料金の不払いがあった場合

**【問い合わせ先】**

◆サイト利用申込に関すること

上越雇用促進協議会（上越商工会議所内）

電 話：025-525-1185

◆募集要項に関すること

上越市 産業部 産業政策課 労働係

電 話：025-520-5730

E-mail：roudou@city.joetsu.lg.jp

◆サイト全般に関すること

公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団

電 話：025-526-3310

E-mail：info@j-life.or.jp

## 求人・求職ポータルサイトご利用の流れ

①上越雇用促進  
協議会入会申込  
及びポータル  
サイト利用申込

「上越雇用促進協議会入会申込書兼求人・求職ポータルサイト利用申込書（様式第1号）」を下記へ提出（郵送、FAX、持参）してください。

**【提出先】**

上越雇用促進協議会（上越商工会議所内）

住所：〒943-8502 上越市新光町 1-10-20

FAX：025-522-0171

②上越雇用促進  
協議会会費及び  
ポータルサイト  
利用料金の納入

上越雇用促進協議会から送付先住所へ請求書を郵送しますので、上越雇用促進協議会会費及びポータルサイト利用料金を納入してください。

上越雇用促進協議会にて入金確認



新潟県雇用環境整備財団へ利用申込手續完了の通知

③事業所概要ページ  
の作成・掲載

新潟県雇用環境整備財団より、サイト利用に必要なログインID・パスワードについて、メールにてお知らせします。  
（令和6年8月末頃から順次通知します。）  
サイトにログイン後、事業所概要ページの作成が可能となります。

事業所概要ページをより充実させたい・・・（オプション・有料）

④詳細な事業所紹介  
の作成・掲載

新潟県雇用環境整備財団へご相談ください。  
（初回については、新潟県雇用環境整備財団からご案内いたします。）

サイト運用開始  
R6. 10. 1～

求人情報、インターンシップ等の募集情報を掲載（修正・削除）

⑤求人等募集情報  
ページの作成・  
掲載

サイトにログインし、求人情報等作成ページから、必要事項を入力、送信してください。  
新潟県雇用環境整備財団にて、掲載内容の審査を行います。  
必要に応じて校正作業を行った後、サイトに掲載されます。